令和7年度 八郎潟農業水利事業

F2 幹線用水路建物事前調查業務

特別仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

- 第1条 この特別仕様書は、令和7年度八郎潟農業水利事業F2幹線用水路建物事前調査業務(以下「本業務」という。) に適用する。
- 2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領(平成14年3月22日付け13 農振第3155号、一部改正 令和7年3月28日)別記(I)用地調査等業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)によるほか、この特別仕様書により実施する。

(業務概要)

- 第2条 本業務の概要は、次のとおりである。
 - (1) 実施場所

秋田県南秋田郡大潟村字方上地内(別添位置図のとおり。)

(2)調查区分

【用地調査業務】

地盤変動影響調査等

事前調査(非木造建物 ハ) 9棟

(班編制)

第3条 本業務は、1班以上の編制により行うものとする。

(障害物の伐除)

第4条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。 ただし、監督職員の指示を受けないで伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、 受注者の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第5条 資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記(2)の照査技術者の 要件とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大 学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土 地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

(2) 照查技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

- ① 土地改良補償業務管理者の資格がある場合 大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有 し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業 関係の用地調査等業務に10年以上従事した者
- ② 土地改良補償業務管理者の資格がない場合 大学卒18 年 (短大・高専卒23 年、高校卒28 年) 以上相当の能力と経験を有

(低入札価格契約における第三者照査)

- 第6条 別紙に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査技術者及び 照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書 等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。
- 2 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - (2) 東北農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。
 - (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ①資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある。
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。
 - ②人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。
- 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ①照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ②照査技術者と同等の技術者資格を有する者
- 4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照查計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 14 条に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果 と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(保険加入)

第7条 受注者は、共通仕様書第37条に示されている保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 測量条件及び貸与資料等

(測量の基準及び精度等)

- 第8条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。
 - (1) 測量の基準は、測量作業規程及び同運用基準による。
 - (2) 縮尺は、500 分の1を基本とする。

(貸与資料等)

第9条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数量	備考
令和3年度 八郎潟農業水利事業 F2幹線用水路測量設計(その1)業務	一式	
その他必要な資料	一式	

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第10条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作業項目	数量	備考
(1)作業計画の策定	1業務	
(2) 地盤変動影響調査等 (現地踏査)	1業務	
(3) 事前調査	7棟	
(内部調査あり 非木造建物ハ 200 m²未満)		
(4)事前調査	2棟	
(内部調査あり 非木造建物ハ 200 ㎡以上400 ㎡未満)		

(指示事項)

第11条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

(1) 事前調査

- ① 調査は、中央用地対策連絡協議会が定める「地盤変動影響調査算定要領」に基づき行うものとする。
- ② 調査対象建物の敷地以外の土地に立ち入る場合は、その土地の権利者の了解を得るものとする。
- ③ 調査結果について、建物所有者の確認を得るものとする。
- ④ 事前調査に伴う立会人の謝金は、受注者の負担とする。
- ⑤ 水準測量は、建物の全体又は一部の傾斜若しくは沈下の状況を把握するため、原則として、建物等の基礎の四方向を水準測量で計測するものとする。
- (2) 調査区域位置図の作成 縮尺は、5,000分の1とする。
- (3) 調査区域平面図の作成 縮尺は、500分の1とする。
- (4) 建物等の配置図の作成 建物は、100分の1とする。

第4章 成果物

(成果物等)

第12条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成果物		数量	装丁等
事前調査等	電子データ	正副2部	CD-R 等
①調査区域位置図			
②調査区域平面図			
③建物等調査一覧表			
④建物等調査書(平面図、立	書面	1 部	綴じ込み
面図等)			
⑤損傷調査書			
⑥写真集			

2 成果物の提出先は、東北農政局八郎潟農業水利事業所とする。

第5章 業務実績データの作成及び登録

(登録機関)

第13条 共通仕様書第12条に基づく業務実績データの登録機関は、AGRIS センター (関東農政局土地改良技術事務所)とする。

第6章 打合せ

(打合せ)

- 第14条 本業務の実施にあたっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者及び担当技 術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、東北農政局八郎潟農業水利事業所とする。
 - (1)業務に着手するとき
 - (2) 業務の中間時(1回)
 - (3) 成果物とりまとめの段階

ただし、別紙に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合に おいては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等 を行うこととし、契約変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第42条に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

第7章 契約変更

(契約変更)

- 第15条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次の とおりとする。
 - (1) 第10条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
 - (2) 第12条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
 - (3) 第14条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
 - (4) 履行期間の変更が生じた場合
 - (5) その他

なお、内容が軽微なものについては変更しない場合がある。

第8章 その他

(管理技術者)

第 16 条 別紙に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局八郎潟農業水利事業所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載の上、署名するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に

報告することとする。

(疑義)

第17条 この特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

別紙(第6条、第14条及び第16条関係)

【割合】

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表Aから Dまでに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業務区分	A	В	С	D
補償コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額	一般管理費等の
			に10 分の9を乗	額に10分の5
			じて得た額	を乗じて得た額

[「]用地調査業務」の場合の業種区分は「補償コンサルタント」を適用する。

